

東京都個人タクシー協会

会報

乗って安心個人タクシー

平成22年
4月号

関東運輸局と関東支部との意見交換会開催

業界が厳しい今、利用者を取り戻すために

3月5日（金）午後2時から、(社)全国個人タクシー協会関東支部で、同支部主催の「平成21年度 意見交換会」が行われました。関東運輸局の小林自動車交通部長をはじめ、局・各支局の担当官18名にご出席いただき、活発な意見交換が行われました。

業界全体が健全化へ向かうために

(社)全国個人タクシー協会 関東支部
木村支部長

昨年の個人タクシー誕生50周年にあたり、様々な協力を賜りありがとうございました。昨今の業界の状況を踏まえた上で、きちつとした対応をしていかなければ個人タクシーは生き残れないという現状を理解していただくよう、事業者には説明を重ねています。質の確保・向上にも引き続き取り組みますが、新規参入ストッパーや減車・休車の問題等は、法人と個人の違いを加味しながらご指導いただければありがたいと思います。我々としては参加率が上がってきたマ



「ご支援ご指導をよろしく申し上げます」と木村支部長

スターズ制度を機軸にし、個人タクシーを再生していきます。この意見交換会が、タクシー業界全体が健全化へ向かうための布石の一つになればと思います。

関東運輸局自動車交通部 良いタクシー業界を作っていく

小林 豊 部長

現在、タクシー業界は厳しく、タクシーに対

するお客様の流れが完全に変わってしまったと思わざるを得ない状況です。これから景気が回復しても、果たしてお客様が本当に戻ってくるのか？不安な思いがあります。地域協議会で出された地域計画を実効性のあるものにするため、個人タクシーの皆様方には特定事業計画は全員参加で、お客様に戻ってきてもらえるようなキラッと光る、または、社会貢献ができるような事業に広く取り組んでいただきたい。

とにかく良いタクシーを作っていくという共通の思いを元に、ご協力をお願いします。

意見・要望の内容

1. 新規許可枠の確保について
タクシー新法の特定地域における新規許可の一定枠の確保
2. 譲渡譲受について
(1) 譲渡人の年齢制限の撤廃
タクシー新法の特定地域における高齢者等の譲渡促進を容易にするため、特定地域指定期間内は譲渡年齢の制限を撤廃されたい。
(2) 死亡後譲渡制度の復活
死亡により事業廃止を余儀なくされたご家族の生活を助けるために、過去に制度化されていた「死亡後譲渡」を復活されたい。
3. 試験制度について
(1) 事前試験による合格証取得制度の創設
現行、許認可申請毎にそれぞれ法令・地理試験を実施しているが、資格要件を有している者に対して事前試験による合格証（申請の有資格者）を予め取得し、その者の一定期間において許認可申請ができる制度を創設されたい。これにより、譲渡譲受の促進が図れる。
(2) 地理試験に係る免除要件の緩和
申請する営業区域での無事故無違反期間について、現行の申請日以前5年間を申請日以前3年間に緩和されたい。
(3) 地理試験の出題における発行地図の特定
特別区・武三地区においては原則として(勸東京タクシーセンター発行の「都内交通案内地図」に掲載されている名称等に限定されたい。
4. 期限更新について
協会未加入者に係る期限更新時講習の義務化
5. 適正化対策について
是正指導を受けた者の通報案件の強化
6. 営業区域の拡大
観光タクシーの営業区域拡大
7. 駅構内権について
駅構内入構の自由化は、個人タクシー事業の経営に極めて重要です。引き続き、行政からの強力な支援をお願いします。
8. 助手席乗車への対応について
運輸規則第13条（運送の引き受け及び継続の拒否）に「旅客数2名以下の旅客が助手席への乗車を強要されたとき」を追加規定するなど、運転者保護規定を講じていただきたい。

都内個人タクシー現況（平成22年3月1日現在）

許可事業者数	17,493名	(前月比+162名)
(特別区、武三)	17,006名	北多摩190名 南多摩297名)
傘下事業者数	17,320名	(前月比+161名)
(特別区、武三)	16,834名	北多摩190名 南多摩296名)

第7回 理事会の要旨

大変な状況を迎えた今 一緒に汗をかいてください

3月12日(金)、協会会議室にて第7回理事会が行われました。当日は28名の理事が全員出席。木村会長のあいさつに始まり、10件の報告事項、2件の通達についての概略説明、そして1件の議題が可決承認されました。

議題

1. 個人タクシー特定事業計画に関する件

木村会長あいさつ

2月の業界の動向

◆第5回 利用者による選択性の向上に関する検討委員会

2月18日に第5回が終了し、報告書が出ました。内容は、マスターズ制度については今まで通り全個協レベルで行い、継続します。東京の法人業界中心でやっている評価制度は、お客様の中で参考にしていくというのはいくらもありません。我々もマスターズ制度の認知度を上げていくためにもっともつとがかねばなり



「危機感を持ってください」と木村会長

ません。また、マスターに乗ったら間違いないとお客様に認識されるよう、更に磨きをかけていかねばなりません。

◆新規許可・譲渡譲受について

今年度は291名(東京)の参入がありました。新規は211名でしたが、去年の新規許可は461名だったので半分以下。関東でも譲渡譲受を含めて去年の666名に対して今年度は393名。まさに激減、厳しい状況を迎えています。

新人のマスターズ制度の参加率は高いですが、まだ加入されていない方もいます。各団体でもマスターズ制度の必要性を訴えかけてください。

◆夜型特化の問題

2月26日、全個協として国交省へ行き、1年前に出した「運賃料金の不適正収受に係る再発防止策」の進捗状況を報告しました。その中で、夜型特化の問題がもう一つだと感じています。再発防止策の中には「画配車も検討する」という項目が宿題になっています。全個協では稼働時間帯の調査

も含めた基本調査を毎年6月にやっています。昨年のデータでは、東京の夜型の人が少し昼間にシフトしました。それから半年たっている昨今の状況について、時間帯の調査を実施しますのでご協力をお願いします。

◆譲渡譲受に関わる事前試験制度の状況

事前試験制度について、本省担当官から「今の個タクの現状では、『ハイやりました』と前に進めていくのは非常に難しい」と言われました。従来は「検討するから」を進めてますよ」と言っていた中で「ここに来てこういう回答が返ってきてしまった。昨今の状況、特に銀座の状況を指摘されました。それぐらい具体例をあげながら『このままの状況では...』ということなのです。今の状況では4月・5月に、というのとはとても難しい話になってきていくということをご理解ください。

◆特定事業計画について

特別区武三地区の地域協議会が出された地域計画に基づき、法人はかなりの数の減車、休車を出しています。また、かなり

行政処分状況

平成22年2月分

処分日時	処分内容	違反条項	違反概要	点数
2月2日	車両停止(60日車)	運輸規則第45条	無車検運行	6点
2月2日	車両停止(60日車)	特別措置法第37条第8項	負担金納付命令不服従	6点

言報

*2月

の数の会社が適正化・活性化策の特定事業計画を出しています。一方、個人の方は当初団体、組合単位でやっていくと聞いていましたが、2月26日に旅客課の担当官から、「個人も個別事業者単位で出してもらって、組合や協会は出す窓口には過ぎない」と言われました。個人も一人ひとりの事業者が「特定事業計画」を出して認定を受け、それに基づいて計画に則った事業をやってもらうということになってきました。このような状況の変化もご理解ください。今、非常に大変な状況です。みなさんにご協力いただき「個人タクシーもこんなにがんばってるぞ」というところをアピールしていかなければなりません。行政の一部では、「個人タクシーはもういらんじやないか」「役割は終わったんじゃないか」など、辛らつな意見もあるようです。ここを底辺として、あとは上がって行くだけだということにしなければなりません。どうか一緒に汗をかいていただきたい。

氏名 所属団体 享年 病名

- 川田秋夫さん (東個協・足立第一) 57歳 肝臓癌
- 宮本義信さん (東個協・江戸川) 69歳 胃癌
- 渡邊瑞夫さん (東個協北) 70歳 心不全
- 潮田陽造さん (東個協北第二) 77歳 脳梗塞
- 小野 勲さん (東個協・北第二) 67歳 不明
- 下川 勇さん (都営協・交友) 68歳 腸閉塞
- 森 弘道さん (都営協・東京旅客) 73歳 心不全

ご冥福をお祈り申し上げます

個人タクシー事業者の健康管理状況等調査報告書

(平成21年1月1日～平成21年12月31日)

1. 健康診断受診状況【事業者】

○個人タクシー事業者数 17,239名

○健康診断受診事業者数

(1) 団体主催の健康診断受診者数

平成21年 平成20年
13,940名 (80.9%) (80.4%)

(2) 上記以外の健康診断受診者数

1,732名 (10.0%) (10.1%)

計 15,672名 (90.9%) (90.4%)

○不受診事業者数 1,567名 (9.1%) (9.6%)

◆受診率は前年より0.5ポイント増

○延べ受診事業者数 18,928名

○このうち再診・再検査等が必要となった事業者数

4,734名 (25.0%) (26.0%)

○このうち再診・再検査を受けた事業者数

1,793名 (37.9%) (44.3%)

◆再診再検査になる割合は前年より1ポイント減少

◆実際に再診再検査を受診した事業者は6.4ポイント減少

○健康診断を受診している事業者の平均受診回数

平成21年 平成20年

(延べ受診事業者数÷受診事業者数) 1.21回 1.18回

○健康診断不受診事業者の年齢構成

年齢	全事業者数	不受診者数	うち代務中・ 休止中	不受診率
65歳以上	6,394名	102名	(15名)	1.6%
60～64歳	4,648名	483名	(7名)	10.4%
55～59歳	2,974名	378名	(6名)	12.7%
50～54歳	1,402名	267名	(2名)	19.0%
45～49歳	950名	180名	(2名)	18.9%
40～44歳	663名	137名	(2名)	20.7%
39歳以下	208名	20名		9.6%
計	17,239名	1,567名	(34名)	

◆若年層、特に40～44歳までの不受診率が高い

2. 健康診断受診状況【団体別受診率】

全80団体中、54団体(67.5%)が90%以上の受診率。受診率80%以上は75団体(93.7%)。また、受診率60%台の団体は、昨年は1団体であったが本年は3団体あった。

3. 平成21年12月31日現在の傷病状況

事業者傷病系統	事業を休止中 (1ヵ月以上)	代務者雇用中	合計
脳神経系	16名	18名	34名
眼・耳・鼻・咽喉	7名	9名	16名
呼吸器系	25名	4名	29名
循環器系	18名	11名	29名
消化器系	26名	10名	36名
骨・関節	22名	8名	30名
その他	7名	11名	18名
計	121名	71名	192名

◆昨年同期は合計168名で、本年は+24名

4. 団体における健康管理状況について

(1) 個人情報の問題等により、診断結果の把握は年々難しくなっています。各団体での把握状況について教えてください。

イ. 個々の診断結果の内容も把握できている

67団体 (83.8%)

ロ. 受診をしたかどうかはわかるが、個人情報ということで内容まではわからない

11団体 (13.6%)

ハ. その他

2団体 (2.6%)

・診断結果の内容を担当役員に報告することになっている

・個々での受診のため、本人の報告のみである

(2) 健康診断をどのような形態で行っているか教えてください
(※複数回答あり)

イ. 団体事務所(健診車がある含む)

15団体 (17.8%)

ロ. 別途会場を確保し、一斉に行く

25団体 (29.8%)

ハ. 団体で手配し、事業者が病院施設へ出向き受診

43団体 (51.2%)

ニ. その他

1団体 (1.2%)

・個々で受診しており団体主催はない

シルバータクシーシードライバー 交通安全教室開催

初心に帰り、 一にも二にも安全運転

3月17日(水)、世田谷区の警視庁交通安全教育センターで「シルバータクシーシードライバー交通安全教室」が法人と合同で開催されました。昨年、都内におけるタクシー関与



近くの保育園児から「交通安全お守り」を受け取り、参加者には笑顔がこぼれます



走行訓練。緊張の中、細心の注意で運転します

の事故発生件数は減少したものの、65歳以上のドライバーが関与する交通事故は増加。その現状を踏まえ、65歳以上が対象とされています。当日は法人8名・個人8名が参加。各参加者は初心に立ち返り、安全運転の重要性を再認識しました。

●受講者の声
宮川和一さん(71歳)
(都営協・第一事業団)



安全運転の大事さを再認識

走行訓練では日頃やらない運転も経験

し、自分なりに苦勞しました。初心にもう一度立ち返らなければいけないと実感。やっぱり何はともあれ安全運転ですね。今日学んだことを日々の営業中も肝に銘じて、事業が終わるまで法令順守を心掛けま

タクシーセンターの街頭指導計画

平成22年4月

重点指導地区

①銀座・新橋地区

・違法行為の防止指導及び、乗禁地区タクシー乗り場見直しに伴う入路指定の周知徹底、タクシー乗り場等適正運営推進制度規制無視の防止指導

②上野駅・神田駅周辺

・違法行為の防止指導及び乗り場周辺の交通安全業務

準重点指導地区

池袋駅周辺、渋谷駅周辺

・違法行為の防止指導及び乗り場周辺の交通安全業務

平成22年4月の特別公開指導

銀座周辺・渋谷駅周辺

(平成22年4月28日(水)午後10時から翌午前1時まで)

・違法行為、タクシー乗り場等適正運営推進制度規制無視の防止指導及び乗り場周辺の交通安全業務

東京ぐるり支部紹介 ● 第21回 ●

東京新足立個人タクシー協同組合 (所在地: 足立区中央本町)

小規模な組織だからこそ 事業者の「和」を大切に

昭和47年に33名で発足した組合は、現在83名。規模は小さいけれど、それだけに家族的な絆の強さが自慢です。問題が生じれば、その都度4人の理事が話し合い、しかも何でも言い合える雰囲気モノを言い、問題は先送りされません。

全員が目が行き届くのも、小ぶりの組織の強みでしょう。「日報などを見て、休みが多かったりすると心配。本人が健康問題を抱えていないか、確かめたりアドバイスしたりします」と、吉田理事長。毎年1月の成人の日は、西新井大師のそばに会場を設け、初詣を兼ねた新年会というのも土地柄。(組合組織三訓)の第1訓「和をもって基(もと)いと」との伝統が息づいています。



前列左から吉田理事長、山本専務理事
後列左から関理事、織原財務理事



家族的な雰囲気の新足立を盛り立てる事務員のお二人。左から金澤さん、高橋さん

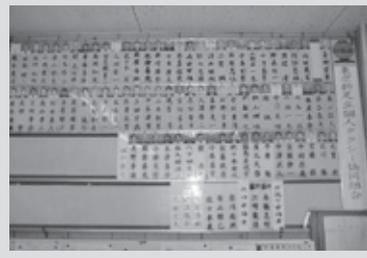


組合事務所は五反野駅から徒歩5分ほどの便利な立地。また、目の前のスーパーの駐車場は1000円以上の買い物で2時間無料とあって、換金に訪れる組合員が買い物と併せて利用しています

なんでもトピックス

地域のおすすめスポットやクラブ活動、名物ドライバーなどなんでもご紹介

組合員の顔と名前が一目瞭然!



乗務員証交付時にもらう2枚の写真。1枚は運転席に、そして余った1枚を事務所入口脇にある名札に貼付。組合員全員の顔と名前がわかるこの試み。こういった小さな部分からも、家族的な絆を感じます。